

広島県告示第百二十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定によつて、次のとおり聴聞を行う。

平成二十一年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

被聴聞者の住所及び氏名	住 所	氏 名	聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の事由
	広島市西区楠木町一丁目一〇番二四号	株式会社良和ハウス 代表者 和田伸幸	平成二十一年二月一六日（月） 午後一時三〇から午後二時	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁舎本館地下 入札室	法第六十五条第一項の規定に該当する。